

諮問日：令和5年9月7日（令和5年度（最情）諮問第12号）

答申日：令和6年2月22日（令和5年度（最情）答申第16号）

件名：総合研修所書記官養成課程入所試験について、試験期間中に所属部署を離脱している職員数等の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年5月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

別紙記載1の申出（以下「申出1」という。）につき、受験者数からすると、1千人を越える職員が職場を離脱していることが想定される。そうすると業務に多大な影響を及ぼすことは容易に推察される。そうであるならば最高裁は国民に対する司法サービスの大幅な低下に対して何らかの対策を講じる必要があるからその人数を把握していると考えるのが自然である。

別紙記載2の申出（以下「申出2」という。）につき、内部試験により大幅に司法サービスが低下するのであるから、国民に対しては積極的にその旨の広報をしているはずである。

別紙記載3の申出（以下「申出3」という。）につき、通常どおりに業務を遂行するためには災害時等の緊急事態に準じた特別の体制が組まれていると考

えられる。

別紙記載4の申出（以下「申出4」という。）につき、受験者のいる部署で試験日と受験者以外の職員の年次休暇や夏季休暇の取得が重なると職場が崩壊してしまうので、時季変更権を行使して休暇を取得してもらう必要がある。

別紙記載5の申出（以下「申出5」という。）及び同6の申出（以下「申出6」という。）につき、裁判所事務官や家庭裁判所調査官の採用試験は休日に実施しているのに対し、CE試験を休日に実施せず、平日に実施しているのには特別の理由があると考えられる。

別紙記載7の申出（以下「申出7」という。）につき、最高裁は、CE試験実施通知には、CE試験に際して勤務評価を使用することを記載していない理由について、別に存在する試験規定に勤務評価を使用することが記載されており、同規定を職員がいつでも見ることができるためであると説明しているのだから、実際に試験規定を閲覧した人数（閲覧者数）を調査・把握しているはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 申出1の内容を「CE試験の試験期間中に、受験者や試験実施担当者を含めて所属部署を離脱した職員の総数が分かる文書」、申出2の内容を「CE試験実施期間中に、裁判所の司法サービスが低下すること又は低下したことを国民及び裁判所の関係機関に向けて広く知らせた文書」、申出3の内容を「CE試験実施期間中の業務について、休暇取得時等に通常行われる個人間の引継ぎを超えて、組織として特別に組むこととした業務体制について記載された文書」、申出4の内容を「CE試験について、試験日と年次休暇が重なった場合の休暇の時季変更権行使について記載された文書」、申出5の内容を「CE試験を休日に実施しない理由が分かる文書」、申出6の内容を「CE試験を平日に実施する理由が分かる文書」、申出7の内容を「CE試験実施通知（CE試験受験者への受験案内に当たる）以外の、CE試験に関する規定を閲覧した人数が分

かる文書」と整理した。同整理に基づき文書を探索したが、各開示申出に係る文書は作成又は取得していなかった。

- 2 苦情申出人は、申出1につき、国民に対する司法サービスに影響を及ぼさないよう対策を講じるために、試験期間中に所属部署を離脱している職員数を把握しているはずである旨主張する。

この点、C E 試験については、司法サービスへの影響に関する対策も含め、各実施庁の実情に応じて試験が実施されれば足りるものであり、最高裁において試験期間中に所属部署を離脱した職員の総数までを把握する必要はないため、C E 試験の試験期間中に、所属部署を離脱した職員の総数が分かる文書は作成又は取得していない。

- 3 苦情申出人は、相当数の裁判所職員がC E 試験を受験するために職場を離れることによって、裁判所の国民に対する司法サービスが低下することから、申出2につき、国民に対しては積極的にその旨の広報をしているはずである旨及び申出3につき、通常どおりに業務を遂行するためには災害時等の緊急事態に準じた特別の体制が組まれていると考えられる旨主張する。

この点、C E 試験は、裁判所職員総合研修所の裁判所書記官養成課程に入所させる者を指名するために行う内部試験であるところ、試験期間、試験時間及び受験者数に照らして、同試験の実施により司法サービスの提供に支障は生じていない。そのため、国民や裁判所の関係機関等の外部に向けてこれを知らせる必要はなく、C E 試験実施期間中に裁判所の司法サービスが低下すること又は低下したことを国民及び裁判所の関係機関に向けて広く知らせる文書（申出2）は、作成又は取得していない。

また、試験を受験する職員個人において、休暇取得時等に通常行われる個人間の引継ぎと同程度の引継ぎをすることはあり得るにしても、個人間の引継ぎを超えた、組織としての特別な業務体制を組む必要があるとはいえず、C E 試験実施期間中の業務について休暇取得時等に通常行われる個人間の引継ぎを超

えて組織として特別に組むこととした業務体制について記載された文書（申出3）は、作成又は取得していない。

- 4 苦情申出人は、申出4につき、受験者のいる部署で試験日と受験者以外の職員の年次休暇や夏季休暇の取得が重なると職場が崩壊してしまうので、時季変更権を行使して休暇を取得してもらう必要がある旨主張する。

この点、裁判所職員については、有給休暇の時季変更権を定める労働基準法の適用はなく（国家公務員法附則6条）、裁判所職員に準用されている一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等にも時季変更権やそれに類似する制度はない。また、年次休暇及び夏季休暇について、その承認権者は公務の運営に支障がある場合を除き承認しなければならないところ（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律17条3項、21条、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）25条）、同承認権者は、各部署における公務の運営の支障の有無を踏まえ、各休暇の請求について個別具体的に承認の可否を判断しているため、各休暇の時季変更権行使に関する文書を作成又は取得する必要はない。したがって、試験日と年次休暇又は夏季休暇が重なった場合の各休暇の時季変更権行使について記載された文書は作成又は取得していない。

- 5 苦情申出人は、申出5及び申出6につき、採用試験は休日に実施しているのに対し、CE試験を休日に実施せず、平日に実施しているのには特別の理由があると考えられる旨主張する。

この点、試験は試験実施担当者に業務として実施させるのであるから、平日の勤務時間内に行うのがむしろ原則であって、平日に実施するのに特別な理由はない。したがって、CE試験を休日に実施しない理由が分かる文書（申出5）及びCE試験を平日に実施する理由が分かる文書（申出6）は作成又は取得する必要がない。

- 6 苦情申出人は、申出7につき、最高裁は、CE試験実施通知には、CE試験に際して勤務評価を使用することを記載していない理由について、別に存在す

る試験規定に勤務評価を使用することが記載されており、同規定を職員がいつでも見ることができるためであると説明しているのであるから、実際に試験規定を閲覧した人数（閲覧者数）を調査・把握しているはずである旨主張する。

C E 試験実施通知以外に C E 試験に関する規定を定めた文書には、裁判所職員総合研修所入所試験規程（以下「試験規程」という。）があり、試験規程は、裁判所ウェブサイト及び職員用ポータルサイトに掲載され、職員であればいつでも閲覧することができるが、同ウェブサイト等の閲覧者数には、同一人が複数回閲覧している場合や表示させたが内容は読んでいない場合、誤って表示させただけであった場合等も含まれることが考えられるから、事務処理上同ウェブサイト等に掲載された試験規程の閲覧者数を把握する必要はない。したがって、C E 試験実施通知以外の C E 試験に関する規定を閲覧した人数が分かる文書は作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年9月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和6年1月19日 審議
- ④ 同年2月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書について、第4の1に記載のとおり整理したことを前提に探索した結果、いずれも作成し、又は取得していなかった旨説明しているが、本件開示申出書の記載内容に照らし、第4の1に記載のとおり整理したことは合理的である。

2 申出1から申出3までについて

苦情申出人は、概要、C E 試験の受験者数に照らすと、C E 試験の実施により裁判所の業務に大幅な司法サービスの低下を伴う多大な影響があり、そのた

めに特別の勤務体制が組まれているはずであるとして、申出1から申出3までの文書が存在する旨の主張をしている。これに対し、最高裁判所事務総長は、申出1について、CE試験の実施に伴う司法サービスへの影響に関する対策も含め、各実施庁の実情に応じて試験が実施されれば足りるものであり、最高裁判所において試験期間中に所属部署を離脱した職員の総数までを把握する必要はない旨を、申出2について、試験期間、試験時間及び受験者数に照らして、同試験の実施により司法サービスの提供に支障は生じていないから、司法サービスの提供に支障があることを前提とした文書を作成し、又は取得していない旨を、申出3について、個人間の引継ぎを超えて、組織としての特別な業務体制を組む必要があるとはいえないから、業務体制について記載された文書についても作成し、又は取得していない旨を説明している。CE試験の試験期間、試験時間及び受験者数等の実施の実情について当委員会庶務を通じて確認した結果に照らせば、上記説明内容に特段不合理な点は見当たらない。

3 申出4について

申出4について、最高裁判所事務総長は、裁判所職員については、有給休暇の時季変更権を定める労働基準法の適用はなく、裁判所職員に準用されている一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等にも時季変更権やそれに類似する制度はなく、年次休暇及び夏季休暇については、その承認権者は、公務の運営に支障がある場合を除き承認しなければならないと定める各種規定に従い、各休暇の請求について個別具体的に承認の可否を判断しているため、各休暇の時季変更権行使に関する文書を作成し、又は取得する必要はない、と説明する。国家公務員法附則6条その他の裁判所職員の休暇に関する関係法令の規定等に照らすならば、上記説明に特段不合理な点は見当たらない。

4 申出5及び申出6について

申出5及び申出6について、最高裁判所事務総長は、試験が試験実施担当者の業務として実施されるのであるから、平日の勤務時間内に行うのが原則であ

って、平日に実施するのに特別な理由は必要ない旨を説明しているが、この説明に特段不合理な点は見当たらない。したがって、C E 試験を休日に実施しない理由が分かる文書（申出5）及びC E 試験を平日に実施する理由が分かる文書（申出6）は作成し、又は取得していないとする判断は相当である。

5 申出7について

最高裁判所事務総長は、裁判所ウェブサイト及び職員用ポータルサイトの閲覧者数には、同一人が複数回閲覧している場合、表示がされたものの内容が読まれていない場合、誤って表示がされた場合等も含まれることが考えられるから、事務処理上同ウェブサイト等に掲載された試験規程の閲覧者数を把握する必要はない旨説明する。同説明は合理的であり、他に最高裁判所が申出7の文書を保有している事実をうかがわせる事情も認められない。

6 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別 紙

裁判所職員総合研修所入所試験（以下「CE試験」という。）について

- 1 試験期間中に所属部署を離脱している職員数
- 2 試験期間中のサービス低下について、国民及び関係者向け広報
- 3 期間中の業務体制
- 4 有給休暇が重なった場合の時季変更権行使について
- 5 休日に実施しない理由
- 6 平日に行う理由
- 7 受験案内以外の試験規定を見た者の人数